

仕 様 別 紙

件 名	北校舎ほか外壁修繕（七生中）	
概 要	1. 場 所 日野市南平六丁目7番地の1（七生中学校） 電話 042-591-0174	
	2. 期 間 契約日の翌日から令和9年2月26日まで	
	3. 内 容 北校舎（㉑棟）及び給食棟（㉒棟）の外壁を修繕するもの	
	4. 仕 様	
	(1) 北校舎（㉑棟北側）	
	1) 養生工	
	外部足場工 楔緊結足場 W=600	304㎡
	養生工 メッシュシート	304㎡
	巾木	152m
	昇降設備	1箇所
	壁つなぎ	304㎡
	清掃・片付工	1式
	2) 外壁改修工	
	建具廻りシール補修工	184.0㎡
	建具皿上シール補修工	82.0m
	目地シール補修工 20×20	88.0m
	外壁下地調査工	1式
	壁クラック補修工	50.0m
	高圧洗浄工	228.4㎡
	外壁塗装工 フィラー+水性シリコン塗装2回塗り	228.4㎡
(2) 給食棟（㉒棟西側）		
1) 養生工		
外部足場工 楔緊結足場 W=600	125㎡	
養生工 メッシュシート	125㎡	
巾木	60m	
昇降設備	1箇所	
壁つなぎ	125㎡	
清掃・片付工	1式	
2) 外壁改修工		
フード廻りシール補修工	12.4m	
建具廻りシール補修工	6.0m	
目地シール補修工 20×20	72.0m	
外壁下地調査工	1式	
壁クラック補修工	40.0m	
高圧洗浄工	138.4㎡	
外壁塗装工 フィラー+水性シリコン塗装2回塗り	138.4㎡	
※発生材運搬・処分及びその他諸経費を含む。 ※アスベスト検査・報告等については、法令を遵守したものとすること。		
5. 提出書類	(1) 着手届（工程表・現場代理人・経歴書含む）契約締結後10日以内に提出すること。 (2) 使用材料等承諾願	

仕 様 別 紙

件 名	北校舎ほか外壁修繕（七生中）
概 要	<p>(3) アスベスト建材成分調査報告書（事前調査説明書・作業計画書、看板含む）</p> <p>(4) 産業廃棄物処理結果報告書（マニフェストの写し含む）</p> <p>(5) しゅん工届（各工程写真をA4版に整理して、修繕しゅん工届と共に提出すること。）</p> <p>(6) しゅん工図面を1部（A4版）提出すること。</p> <p>(7) 支払請求書</p> <p>(8) その他、市監督員の指示するもの</p> <p>6. 支払条件</p> <p>(1) 支払い方法 完了後一括払い</p> <p>(2) 支払い時期 請負者は、完了検査に合格した後、速やかに請求書を提出すること。 市は、請求を審査し適正と認めたとときに、請負者に支払うものとする。</p> <p>7. 注意事項</p> <p>(1) 作業日程等は、学校運営に支障をきたさないように、学校管理者及び市監督員と十分に協議の上、実施し、工期を遵守すること。</p> <p>(2) 生徒及び学校関係者に対する安全対策を講ずること。</p> <p>8. 付記事項</p> <p>(1) 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <p>1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。</p> <p>2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。</p> <p>3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講ずること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。</p> <p>4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。</p> <p>(2) 環境負荷低減の取組について</p> <p>1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。 ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言</p> <p>2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。</p> <p>(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <p>1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。</p> <p>2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者</p>

仕 様 別 紙

件 名	北校舎ほか外壁修繕（七生中）
概 要	<p>が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(4) 内部通報制度</p> <p>1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）を制定し、内部通報制度を導入している。</p> <p>本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。</p> <p>なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(5) 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p>